第8章 計画の推進等

第1節 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 実施主体の役割
- 3 評価・公表の実施

第1節 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

- 本計画の基本理念である「県民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療提供体制の実現」のためには、県や市町村はもとより、大学や保健・医療・福祉関係団体など、全ての関係者が相互に連携し、積極的に本計画の推進に取り組むことが求められます。
- このため、宮崎県医療審議会等で関係者の共通認識の醸成を図るとともに、 保健・医療・福祉関係団体や行政等の関係者で構成される各種協議会等の活動を通じて、具体的な計画の推進を図っていきます。
- 限られた医療資源を守るためには、県民自らが「かかりつけ医」や「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つなどの取り組みを行うことが重要であることから、県民の理解と協力を得るための意識啓発に努めます。
- 国に対しては他の都道府県とも連携しながら、地域の実情に即した医療政策や制度の実施など、医療提供体制の充実強化のための支援協力を要請します。

役割
県内におけるがん対策の推進
県内における循環器病対策の推進
県内における糖尿病・慢性腎臓病(CKD)対策の推
進
県内におけるへき地医療対策の各種事業の実施
県内における救急医療機関と搬送機関の連携の
促進等、救急医療の円滑な運営
県内における周産期医療体制の整備
県内における災害時の医療提供体制の整備
県内における感染症対策の総合的な推進
県内における医師の確保促進や、関係機関の機能
分担・連携の推進
県、市町村、宮崎大学、県医師会等が密接に連携
を図りながら、県内における医師不足や医師の地
域偏在の解消等を推進
医師の臨床研修制度及び専門研修制度において、
県内の協力体制を構築、研修体制の整備及び充実
県内の自治体病院等における医師確保を推進
地域医療構想の推進に向けた協議

2. 実施主体の役割

〇県

本計画の具体的な推進を図るため、市町村や大学、関係団体との総合調整を図るとともに、計画の達成状況や効果等の検証を行うなど、本計画全体の進行管理を行います。また、保健所は地域における保健・医療を管理する機関として、所管区域における各種情報の収集や分析、広報を行うとともに、地元関係団体との連携・調整機能の発揮に努めます。

〇 市町村

住民に最も身近な市町村は、住民ニーズにあった保健・医療・福祉サービスを提供するための総合相談窓口等としての機能を発揮するとともに、県や関係団体と連携を図りながら、地域における各種サービス提供体制の充実に努めます。

※ 宮崎市保健所については、宮崎市における保健・医療を管理する機関と して、上記県保健所と同様の役割を担います。

○ 関係機関・団体・大学等

保健・医療・福祉の関係機関や関係団体は、それぞれ専門的な立場から県 民に良質なサービスを提供するとともに、相互に連携して保健から医療・福 祉まで切れ目のないサービス提供体制の構築に努めます。また、大学等は医 療関係従事者の養成と確保に積極的に取り組みます。

O 県民

県民は、健康で生き生きとした生活を送るため、生活習慣病等にならないよう、健診の受診や保健指導を受けるなど日頃から自らの健康づくりに積極的に努めます。また、安易な夜間、休日等の時間外受診を控えるなど限りある医療資源を地域の財産として大切にするとともに、「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つなど、医療機能の分担と連携体制の構築等に協力します。

3. 評価・公表の実施

本計画の推進にあたっては、計画の達成状況や効果等の検証を行うことが必要です。

このため、数値目標及び施策の進捗状況等や評価については、医療関係者や住民、学識経験者等からなる宮崎県医療審議会において、1年ごとに行い、施策の継続的な推進が図られるよう努めます。

また、その結果については、ホームページ上に公表します。